

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 清田 哲也

1 日 時

令和7年4月28日（月） 午前10時00分から
午後 0時31分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

清田哲也、岡野涼子、井上明夫、麻生栄作、吉村尚久、玉田輝義、末宗秀雄

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

福崎智幸

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 山田雅文、警察本部長 幡野徹 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- （1）令和7年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- （2）治安情勢について、県立学校元教職員の起訴について、県立夜間中学開校に向けた準備について及び県立高校における遠隔教育についてなど、執行部から報告を受けた。
- （3）県内所管事務調査の行程について決定した。
- （4）県外所管事務調査について協議した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 仙川正朋
政策調査課政策法務班 主査 稲垣俊和

文教警察委員会次第

日時：令和7年4月28日（月）10：00～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 警察本部関係

10：00～11：00

- (1) 治安情勢について
- (2) 令和7年度行政組織及び重点事業等について
 - ①組織の概要について
 - ②令和7年度当初予算の概要について
- (3) その他

3 教育委員会関係

11：00～12：00

- (1) 令和7年度教育委員会組織及び重点方針等について
- (2) 諸般の報告
 - ①県立学校元教職員の起訴について
 - ②県立夜間中学開校に向けた準備について
 - ③県立高校における遠隔教育について
 - ④高等学校におけるSTEAM教育の取組について
 - ⑤通学区域制度検証委員会について
- (3) その他

4 協議事項

12：00～12：15

- (1) 県内所管事務調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

清田委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。これより、警察本部関係の説明に入ります。説明に入る前に本日は初めての委員会なので、まず私から御挨拶を申し上げます。

〔清田委員長挨拶〕

清田委員長 それでは、委員の自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

清田委員長 本日は委員外議員として福崎議員に出席いただいています。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の仙川主査です。（起立挨拶）

政策調査課の稲垣主査です。（起立挨拶）

続いて、執行部の自己紹介をお願いします。

〔幡野警察本部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

清田委員長 ありがとうございます。

ここで、委員外議員の発言について、委員の皆さんにお諮りします。

委員外議員からの発言の申出については、会議規則により委員会がそれを許すか否かを決めると定められていますが、議事の円滑な運営のため、本日の委員会以降、委員の皆さんから特に御異議が出た場合を除き、その発言を許すか否かについては委員長に御一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

清田委員長 御異議がないので、委員外議員の発言の許可については、委員長に御一任いただきます。

また、委員外議員をお願いします。発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

なお、進行状況を勘案しながら進めていくので、委員外議員はあらかじめ御了承願います。

それでは、治安情勢について執行部の説明を求めます。

幡野警察本部長 県下の治安情勢と県警察の取

組について御説明します。

文教警察委員会説明資料の2ページを御覧ください。

県警察では、本年の大分県警察運営方針を県民とともに歩む力強い警察、サブタイトルを日本一安全な大分の実現に向けてとしています。

また、業務目標として刑法犯認知件数過去最少、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺被害件数過去最少、交通事故死者数過去最少、重要犯罪の徹底検挙の4点を掲げ、これらを達成するため、総合的な犯罪防止に向けた各種対策の推進など7項目を業務重点として取り組んでいます。

それでは、県下の治安情勢について業務重点に沿って御説明します。

資料3ページ、令和6年大分県警察業務重点等の推進結果を御覧ください。

まず、業務重点推進状況の一つ目、1 総合的な犯罪防止に向けた各種対策の推進についてです。

令和6年中における刑法犯認知件数は3, 442件で、前年より449件増加しました。地域の安全度を示す犯罪率は良好な方から数えて全国第4位、検挙率は全国第19位となっています。

昨年は地域の実態に即した先制的かつ効果的な犯罪防止対策を推進したほか、防犯ボランティア団体等との連携や街頭防犯カメラの設置支援等により、地域の防犯力の強化や犯罪の起きにくい環境づくりに取り組むとともに、社会問題となったいわゆる闇バイト対策に取り組みました。

本年も引き続き、関係機関・団体と連携し、実効性のある取組を推進します。

次に、特殊詐欺の被害状況についてです。

昨年の特殊詐欺被害件数は280件、被害額は約7億3, 600万円で、前年と比べ被害件数は74件、被害額は約4億2, 600万円増加しました。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺被害が急増し被害額が16億円を超えるなど、詐欺被害防止対策に大きな課題を残す結果となりました。

昨年はこれまでの取組を継続して実施するとともに、テレビや新聞のほかSNSを利用して広報啓発を図るなど各種広報媒体の活用、防犯ボランティア団体等と協働での街頭活動など、積極的な広報啓発活動に取り組みました。

本年も金融機関やコンビニエンスストア等と連携した水際対策や効果的な広報啓発活動等により、被害減少に向けて県警察の総力を挙げて取組を推進します。

次に、2子供・女性・高齢者の安全確保と少年の非行防止・保護対策の推進についてです。

昨年のストーカー・DV事案の対応件数は、前年と同水準にあります。この種事案については殺人等の重大事案へ発展する危険性が内在していることから、引き続き警察署と本部が連携し、被害者等の安全確保を最優先とした迅速・的確・総合的な対応を推進します。

また、声掛け事案の対応件数も前年と同水準にあります。県警察では子供の登下校時の安全を確保するため、登下校防犯プランに基づき、大分県教育委員会、学校、PTA、地域住民等と連携し、通学路の安全点検や積極的な情報提供等に努めており、本年も引き続き関係機関等との連携を密にし、子供の安全確保に向けた取組を推進します。

次に、3交通死亡・重傷事故の抑止についてです。

昨年の交通事故死者数は28人で、統計を取り始めた昭和27年以降過去最少となり、大分県としては初めて20人台に抑止することができました。また、発生件数・負傷者数は平成17年以降20年連続で減少し、一昨年増加に転じていた重傷者数も減少しました。

現状にとどまることなく、これまで推進してきた取組をさらにブラッシュアップさせるとともに、知恵を出し合って交通事故抑止に資する新たな施策を検討又は実行していきたいと考えています。交通事故のない未来の実現に向け、県民の御協力を賜りながら、今後も着実に交通

事故抑止対策を推進します。

次に、4悪質・重要犯罪等の徹底検挙についてです。

令和6年中の殺人、強盗等の重要犯罪の認知件数は64件、検挙件数は63件、検挙率は98.4%であり、未検挙の1件についても他県警で検挙済みであるため、実質の検挙率は100%であると考えています。

本年も引き続き重要犯罪の徹底検挙を目指すとともに、特に特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺事件に対する捜査活動を強化したいと考えています。

次に、5暴力団等組織犯罪対策の推進についてです。

県内の暴力団については、14の団体と約120人の構成員等を把握しています。

令和6年中はみかじめ料名目の恐喝未遂事件などを始め、暴力団関係者合計47人を検挙しました。

また、暴力団対策法に基づく禁止命令を1件4人に、中止命令を2件3人に発出するなど、暴力団対策を強力に推進しました。

薬物事犯の取締りについては、昨年、覚醒剤事犯の検挙人員が前年比21人増加の50人となり、3年ぶりに覚醒剤事犯の検挙人員が大麻事犯の検挙人員を上回る結果となりました。

本年も引き続き暴力団等に対する取締りや県民や関係機関・団体と一体となった暴力団排除活動等を推進するとともに、社会をむしばむ薬物犯罪への捜査活動を強化します。

続いて、6災害、テロ等緊急事態対策及び大規模警備諸対策の推進についてです。

災害対策については元日に発生した能登半島地震を受け、県警察からも石川県に広域緊急援助隊等の部隊を派遣しました。

県内では昨年8月に日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報が制度施行上初めて発表されるなど、従前の災害警備体制に対する見直しを求められた大きな転換点となる年でもありました。

警備諸対策については、近年、国内外において要人襲撃事件が立て続けに発生するなど厳し

い警備情勢の中、警衛警護体制を大幅に強化し、昨年10月の第50回衆議院議員総選挙に伴う要人警護、11月の第43回全国豊かな海づくり大会に伴う天皇皇后両陛下の行幸啓警衛を完遂しました。

最後に、7県民本位の活力ある警察組織の構築についてです。

まず、業務の合理化・効率化の推進について、昨年6月から運転免許センターにおいて公金収納のキャッシュレス決済を導入し、8月からは本部3所属及び各警察署等においても導入しました。

そのほかにも音声ガイダンスを導入することにより、発信者が電話交換の際と接続先での説明を重複して行わなければならない事態を回避するなどの県民サービスの向上、通話録音装置の導入により、いたずらや無言電話等が減少するなどの職員の負担軽減を図ることができました。

本年も働き方の多様化など、社会情勢の変化を踏まえた効率的な組織運営の推進に取り組めます。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

井上委員 4悪質・重要犯罪等の徹底検挙で検挙率が載っているけれど、ちょっと前にあった八田與一のひき逃げ事件は何年でしたか。当然検挙されていないけれど、令和5年でしたか。

後藤交通部長 別府のひき逃げ事件について、八田與一は道路交通法のひき逃げ事件として現在全国の指名手配、警察庁指定になっています。発生が令和4年6月29日で、今年で3年目を迎えます。

井上委員 実質的に殺人みたいな感じですけど、この分類でいえばどれに入んですか。

福岡刑事部長 この分類は、刑法犯の適用罪名によって分類されています。今、後藤交通部長が申したように、八田與一の事案に関しては道路交通法違反になるので、この分類の中には入っていません。

幡野警察本部長 補足で申します。

さきほど検挙率で100%と申したのは、令和6年の発生・認知の事案についてのものです。井上委員御質疑の八田與一の事件については令和4年であるので、さきほど申した検挙率100%の計算の中には入っていません。

井上委員 あれは全国手配——今、賞金付きになっていてもなかなか捕まらないので、生きているかどうかよく分からないと思うけれど、非常に関心が高いので、今後しっかりよろしくお願いします。

玉田委員 今の関連ですけれど、令和6年中の認知件数と検挙件数と考えていいんですよね。そのときに、検挙率が100%を超えているのはどういう意味なんでしょうか。そこをちょっと教えてください。

福岡刑事部長 お答えします。

検挙率が100%を超えているのは過去の事案、例えば令和5年等に発生した事案を令和6年に検挙すると、令和6年の発生件数よりも令和6年の検挙件数が増える状況になります。それで100%を超える事態が生じています。4悪質・重要犯罪等の徹底検挙の重要犯罪の検挙の中で令和6年の不同意性交等は検挙率が82.6%になっていますが、これも年またぎ、年度またぎ等で検挙する場合があります。重要犯罪の検挙の令和6年の検挙率は、県外検挙も含めて100%の状況になっています。

玉田委員 ありがとうございます。

確認したかったのは令和6年中の認知件数と検挙件数で、福岡刑事部長の話だと、認知件数は令和5年中の認知件数がそのまま令和6年中に上げられずに、そして検挙件数は令和6年以前の分がここに上がってきていることですか。

福岡刑事部長 そういったケースもあります。ケースというか、令和5年以前の発生のもので令和6年に検挙されると令和6年の検挙になるので、100%を超えるのは、令和6年中の認知件数・発生件数よりも検挙件数が増えることで100%を超えます。

玉田委員 ありがとうございます。

認知件数自体は、令和6年中ではなくて前年分も含んだ件数との捉え方でいいということで

すね。

福岡刑事部長 検挙件数はそうです。認知件数は令和6年中のものになります。（「分かりました」と言う者あり）

吉村委員 今の認知件数、それから2子供・女性・高齢者の安全確保と少年の非行防止・保護対策の推進の事案のストーカー、DV、さらには少年非行を見てみると、令和2年から全体的に数字が少し下がってきて、また令和5年、令和6年と数字が上がってきている状況にあると思いますけれど、その辺の社会的な情勢や背景など、なぜこのような数字になってきているのか、県警察で捉えているところがあれば教えてほしいと思います。

三浦生活安全部長 令和2年はコロナ禍の年でありましたが、令和2年から人流が回復して少し増えています。令和4年が過去最少の認知件数ですけれども、特に令和6年はこれをかなり上回る件数になっていると分析しています。

吉村委員 大きな理由としてはコロナ禍、そしてコロナ禍明けで件数が増えてきたという分析ですね。ありがとうございました。

もう1点だけ、いわゆる声掛け事案の定義。ここに上がってくる声掛け事案は、どういう定義付けをしているか教えていただきたい。

というのが、私の地元でも見守りをよくしている高齢者がたくさんおり、子どもたちも家庭や学校で知らない人に声を掛けられたら返さなくていいよということも踏まえて言えば、高齢者や地元の方からどう声掛けをしたらいいのか時々聞かれる。お帰りとちょっとした声掛けをしたことが、声掛け事案に上がってきているのかどうか。まもめーるには情報がよく入ってくるけれど、その中で、本当にただ声掛けをしただけ、ちょっとした言葉を少し添えてお帰りと言ったところが、ひょっとしたらこのようになっているのではと自分たちの中で話になることが少しあるので、声掛け事案で上がってくる定義付けを教えてください。

三浦生活安全部長 お答えします。

声掛け事案について、本県の定義は15歳以

下の少年・子ども——これは男女を問いませんけれども、こういった子どもに対する声掛け。それから、女性を対象にした声掛け。これらをいずれも声掛け事案と定義しており、子どもの生命・身体を害する犯罪や女性に対する性的犯罪の前兆と見られる、一応刑罰法規には触れないけれども、そういった声掛け、つきまとい、待ち伏せを前兆事案ということで、声掛け事案と定義しています。

指導としては、登下校の子どもに対して見知らぬ人から声が掛かったりすれば、親、保護者、それから教員に言ってもらい、それを認知した警察はまもめーる等を発出して注意喚起を図り、そしてその声掛けの人間も特定し、場合によっては検挙という対応をしています。

吉村委員 ありがとうございます。

ただし、さきほど言ったように、地域の方ではあるけれども、声掛けをしてそのように取られたんじゃないか、どんな声掛けの仕方がいいのか悩まれているので、そういうところもまた一緒に勉強させてもらえたらと思います。

麻生委員 検挙率も上がって現場の皆さんの御苦労に対して敬意を表したいと思いますが、久々に当委員会に所属して、これまでの継続、毎年冒頭に報告事案として認知件数、さきほどの未解決事件や重要案件については、例えば大分市松岡で発生した強盗殺人事件あるいは行方不明者、ここで必ず報告があったけれども、やはり風化させてはならない案件についてはしっかりあげていく必要があると思います。ここに上がってこないことは、職員もどんどん入れ替わり若くなっていて、事件そのものを知らないこともあろうかと思います。未解決事件の犯人等がどこかに生きている可能性がある、あるいは時効になりどこかにまだ潜んでいる可能性もあるので、風化させてはならない意味では、常任委員会での報告はとても重要だと思います。そういう意味ではいわゆる時効になったものも含めて、何年、例えば50年なのか、どういう基準で報告すべきかについて、幡野警察本部長はどのようにお考えですか。

幡野警察本部長 麻生委員からの御質疑にお答

えます。

過去に発生してまだ検挙に至っていない重要な犯罪が複数存在しており、県警察としてそういった事案の解決が最優先課題の一つであると認識して取り組んでいるのは、当然のことです。

当委員会の場において、そういったものをよく見える形で報告すべきという御質疑だと思います。その点について、そういった事案をやはり風化してはいけないと我々も麻生委員と正に同じ気持ちなので、在り方も含めて、一旦引き取って検討したいと考えています。

末宗委員 携帯電話で特殊詐欺だけれど、よく俺の携帯に電話がかかってきて、忙しくて出られんときも多いんよ。そして、その後かけたら必ず出ないんよ。あれは特殊詐欺が多いんかね。それとも、普通の用事が多いんかね。（笑う者あり）そういう例がしょっちゅうじゃ、俺の携帯に。どんな捉え方をすればいいんかね。

三浦生活安全部長 折り返しの電話で相手が出ない場合は定かではないですけども、折り返して録音のアナウンスが流れることが結構あり、それについては特殊詐欺につながっていく可能性があるんで、十分注意を払う必要があると考えています。（「録音」と言う者あり）録音というか、音声ガイダンスで何とかファイナンスですといったアナウンスになります。そこから誘導されていき、特殊詐欺につながっていく場合があるので、それには十分注意してください。（「それが多いわ」と言う者あり）

幡野警察本部長 若干付け加えてお伝えすると、特殊詐欺にしろ、またSNS型投資・ロマンス詐欺にしても、被害に遭わない一番の方策は相手と話をしないことであり、そういう意味で、末宗委員が忙しくて電話に出られないことは、電話に出ない意味では非常に重要です。

他方で、折り返しの電話をするのはそれがたまたま今回はつながっていないけれども、相手から言葉巧みにだまされるケースもあるので、末宗委員はそういったことはないと思いますが、お話しされる際には折り返しの電話は絶対しない。用があれば、用のある方は何度でも連絡を取りに電話をかけてくるので、やはり知らない

電話番号から電話があったときは、たまたま出られなかった場合も折り返しの電話をしないことが被害防止のためには重要なので、補足でお伝えします。

末宗委員 判断が難しいね。分かりました。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

福崎委員外議員 2子供・女性・高齢者の安全確保と少年の非行防止・保護対策の推進で少年非行防止・保護対策の児童虐待の対応件数が、年々増えてきています。通告人員も増えており、それだけ皆さんが注意を払って、警察に頼っていることで大変感謝していますが、警察が児童虐待に対応するときどこまで踏み込めるのか。よく聞くのが、結局は児童相談所も子どもの保護まで至らずに、最終的には命を落とす事案が全国でも新聞報道されているので、警察はこういう通告を受けた場合に保護までできるか、踏み込めるのかどうかを教えていただきたい。

三浦生活安全部長 お答えします。

そういった場合に一番大事なのは、やはり被害児童の保護、行為者と完全に隔離することで、児童相談所と連携して一時保護の措置を取るところまで、安全確保をするところまでは警察もしっかりと対応しています。

福崎委員外議員 それは裁判所が許可を下ろさなくても、警察の権限で踏み込んで保護することができるんですか。

三浦生活安全部長 児童通告ということで、児童相談所に一時保護を依頼する対応を取っています。

福崎委員外議員 分かりました。ありがとうございます。

清田委員長 ほかに質疑もないので、次に警察本部関係の令和7年度行政組織及び重点事業等について執行部の説明を求めます。

伊藤警務部長 大分県警察の組織の概要について御説明します。

文教警察委員会説明資料の4ページを御覧ください。

なお、本年春の組織改編の概要もあわせて御説明したいと思いますが、組織改編の概要については資料 6 ページに掲載しているので参考としてください。

県警察は警察行政の民主的運営と政治的中立性を確保するため公安委員会の管理の下に、警察本部及び 15 の警察署で構成されています。

警察本部は、警務部、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の 5 部に 25 課 1 所 3 隊を設置しています。そのほか、警察学校を附置しています。

それでは、警察本部の部ごとに御説明します。

警務部は、総務課、広報課、会計課等の 8 課で構成しています。警務部では、警察職員が効率的に業務を推進できるよう、組織管理や人事管理、働き方改革の推進、健康管理対策等の取組を推進しています。

本年春の組織改編により、事務の効率化のため、警察の施設、装備、車両等、予算を扱う事務の多かった施設装備課を予算に関する事務をつかさどる会計課に統合しています。

次に、生活安全部は、生活安全企画課等 5 課で構成しています。生活安全部では、総合的な犯罪防止対策、子供・女性・高齢者の安全確保、サイバー犯罪対策等を推進しています。

本年春の組織改編により、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪防止対策を推進するため、生活安全企画課安全・安心まちづくり推進室の体制を強化しています。また、高度な専門的知識や技術を要するサイバー事案に係る人材育成や捜査支援等を推進するため、サイバー犯罪対策課の体制を強化しています。

刑事部は、刑事企画課等 5 課 1 所で構成しています。刑事部では、悪質・重要犯罪等の徹底検挙への取組、暴力団や匿名・流動型犯罪グループなどの組織犯罪対策等を推進しています。

本年春の組織改編により、匿名・流動型犯罪グループに対する取締りを強化し、広域的に行われる特殊詐欺の捜査に的確に対応するため、組織犯罪対策課の体制を強化しています。

交通部は、交通企画課等 4 課 2 隊で構成しています。交通部では、高齢者や子供等に対する

交通安全教育、自転車安全利用の促進、交通指導取締り等交通事故防止対策を推進しています。

最後に、警備部は、警備企画課等 3 課 1 隊で構成しています。警備部では、災害・テロ等緊急事態対策を中心とした取組を推進しています。

本年春の組織改編により、いわゆるローン・オフエンダー、その他不特定多数の者に危害を及ぼすおそれのある者への対策や経済安全保障の確保等を強化するため、警備企画課及び外事課の体制を強化しています。

続いて、文教警察委員会説明資料 5 ページを御覧ください。

警察署は、大分中央警察署、大分東警察署等 15 警察署あります。警察署の下には、交番や駐在所等が設置されており、現在、幹部交番を含め 33 交番、105 駐在所、1 派出所があります。

本年春の組織改編により、大分東警察署と大分南警察署の生活安全課と刑事課の業務管理を強化するため、両署に警視級ポストの刑事官を新たに配置しています。

文教警察委員会説明資料 7 ページ以降は分掌事務となるので、ここでの説明は割愛します。
安藤会計課長 令和 7 年度当初予算の概要について御説明します。

文教警察委員会説明資料の 16 ページを御覧ください。

令和 7 年度警察本部の予算額は、警察本部①の計の欄に記載のとおり 282 億 32 万 4 千円です。

これを 6 年度当初予算額と比較すると、表の一番右の列の前年度対比の上から三つ目の欄に記載のとおり 1 億 6,436 万 7 千円、率にして 0.6% の増額となっています。

これは、全国豊かな海づくり大会警衛警備対策事業の終了などによる減額と給与改定に伴う給料月額及び期末・勤勉手当の増額などによるものです。

それでは、主要な事業等について、予算概要の順に沿って御説明します。

17 ページを御覧ください。

予算科目の目名、警察本部費です。事業名給

与費 220 億 3,413 万 7 千円については、警察官 2,092 人、一般職員 345 人、計 2,437 人に対する給料、各種手当等の人件費です。

18 ページを御覧ください。

警察施設費です。事業名欄一番上の交番・駐在所建設費 5,663 万 4 千円については、新規事業です。これは、老朽化が著しい大分南警察署吉野駐在所の現地建て替えを行うものです。

その二つ下の交通安全施設整備費 8 億 425 万 8 千円については、道路交通の安全の確保と円滑化を図るため、信号機の改良や道路標識・標示の更新など交通安全施設の整備を行うものです。

その下の交通安全施設高度化推進事業費 5 億 1,195 万 7 千円については、信号機に使用される白熱電球の販売が終了する令和 9 年度までに、県下全ての信号機の LED 化に向けて計画的な更新整備を行うものです。

19 ページを御覧ください。

警察活動費です。事業名欄一番上の詐欺被害防止総合対策事業費 2,473 万 3 千円については、特別枠事業です。

このうち、事業概要欄一つ目のポツ、SNS 広告やテレビ CM 等を活用した広報啓発 660 万円については、新たに取り組む事業です。

これは、依然として高水準にある特殊詐欺等の被害を防止するため、詐欺の手口等を紹介する注意喚起動画を作成し、SNS を活用したターゲティング広告やテレビ CM 等により、幅広い世代に対して時期を逸することなく効果的な広報啓発を行うものです。

また、その二つ下のポツ、若者を犯罪に加担させないためのメッセージコンテスト 566 万 7 千円については、若者の危機意識や犯罪への抵抗力を向上させるため、闇バイトの危険性を伝えるメッセージをテーマとしたコンテストを開催し、応募作品をテレビ CM や SNS 広告等の各種広報媒体で活用することで、犯罪に加担しない気運の醸成を図るものです。

このほか、引き続きコールセンターによる注意喚起や ATM の警戒業務など各種施策を総合

的に実施し、詐欺被害防止に向けた取組を推進します。

三つ下の 110 番通信指令システム管理事業費 1 億 1,550 万 6 千円については、来年 2 月に現行の 110 番通信指令システムのリースが終了することから、通信指令システム及び総合指揮室映像表示システムを更新整備するものです。新しい 110 番通信指令システムには、110 番通報の会話を AI が自動でテキスト化するなど先端技術を効果的に取り入れることで、より具体的な指令を可能にするなど緊急通報対応機能の高度化を図るものです。

その下の災害対応能力強化事業費 2,679 万 7 千円については、特別枠事業です。

これは、大規模災害等における警察用航空機の対応能力を強化するため、航空隊の操縦士 1 名に夜間等の視界不良時においてもヘリコプターに搭載された高度や位置などの計器の情報だけで飛行ができる計器飛行証明の資格を取得させるものです。

20 ページを御覧ください。

事業名欄下段の交通事故ゼロ推進事業費 4,910 万 6 千円については、特別枠事業です。

このうち、事業概要欄の一つ目のポツ、自転車交通ルールの周知対策 1,507 万 7 千円については、新たに取り組む事項です。

これは、道路交通法の改正により、令和 8 年 5 月までに 16 歳以上の自転車の交通違反者に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符による取締りが導入されるため、自転車利用者に対する交通ルールの周知対策として、県警察ホームページ上への自転車交通安全クイズの登載やテレビ CM 等の様々な広報媒体を活用し、幅広い層の県民に対して広報を行うものです。

また、その二つ下のポツ、高齢者の交通事故防止対策 663 万 3 千円についても新たに取り組む事項です。

これは、講習参加機会の少ない高齢者に対する交通安全意識の高揚を図るため、高齢者を対象とした交通安全広報コンテストを開催するものなどです。

このほか、引き続き交通安全教育車を利用し

た交通安全教育や交通違反取締用機材の整備を行い、交通事故のない安全・安心な社会づくりを推進します。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

岡野副委員長 御説明ありがとうございました。

19ページの詐欺被害防止総合対策事業費について、今御説明いただいて概要は理解できました。ただし、大学生をお持ちの保護者の皆様から、特に若者を犯罪に加担させないこと、大学生になるとやはり目に見えないので、非常に心配のお声を多くいただいています。ですので、途中経過でこういうことをしていますということはこの委員会の中でまたいろいろ教えていただければと思うので、要望としてお伝えします。

清田委員長 要望でいいですか。もし、今御答弁があれば。なければ要望ですけれど。

三浦生活安全部長 犯罪に加担させないところで、まずは広報啓発をします。一番上のSNS広告やテレビCM等を活用した広報啓発660万円について、今年はターゲティング広告として、居住地あるいは年齢の幅を特定していろいろ検索し、それらのデータに基づいてピンポイントで広報啓発を行っていくことを考えています。

それから、闇バイトに加担した者に対する保護対策も考えています。

最後に、メッセージコンテストは昨年も実施しており、今年も同じように若い方を対象としたコンテスト——同世代目線で作品を作っていただく取組をする予定になっています。また、随時御報告します。

麻生委員 予算については令和7年度当初予算の審議の際に十分説明も受けて聞いているが、今後に向けて、是非今から検討・調査を始めて他県に先駆けて取り組んでほしいことがあるので、お願いしたいと思います。

18ページの交通安全施設整備費及び交通安全施設高度化推進事業費に関して、交通安全施設整備費について、道路表示等に係る経費の部分ですが、ラインが消えている。福岡議員の一

般質問にもあったが、そういったところが予算的に追いついていないのが現状だと思います。

そして、交通安全施設高度化推進事業費で信号機のLED化もあるが、車の自動運転が今一気に進んでおり高速道路での自動運転レベル4が出ているけれども、一般道でもレベル2でスマートアシストというか、車線逸脱抑制装置——ちょっと車線を逸脱すればピピッと音が鳴ったり、ハンドルが戻ったりする機能が新車には9割以上標準装備されている時代になってきて、中央ラインの追越し禁止の法改正も行われています。死亡事故や重大事故は恐らく車線逸脱が大きく、ラインが消えていると重大事故の発生可能性も高まるので、国がいろんな関係者と3年間かけて実証実験を行った結果、その剥離率はどれくらいなのかが今回明確に示され、それが6割だと伺っています。

剥離率6割以上になると、そういった機能が作動しないので、それ以前に何とか予算措置をして、最新式の車が対応できる方向でやっていく必要がある。土木建築部もそれぞれの土木事務所から毎年要望があがるラインが消えかかっている部分について対応しようとしているけれど、予算が足りずにどんどん積み上がってきているのが実態であり、交差点内の県警察が管理している部分も含めて、根本的な財源措置——国家事業としてやっていく必要があると認識しています。

神奈川県ではラインが消えていたことによる賠償事案が出て、神奈川県知事は選挙公約でこれから何年以内に全て引き直すことを明確にし、毎年何億円だったか、一気に5億円ぐらい予算を付けている。あるいは、静岡県では自動運転の部分で物すごい金額の予算を付けている。そういった動きが基礎自治体も含めて出始めているので、幡野警察本部長、他県の動向や財源措置も含めてどのような工面をしてやっているのか、できれば大分県が先んじてそういったことができる研究をしていければと思っています。実証実験等もろもろ、モデル事業があれば警察庁へ手を挙げてでも大分県が先んじて取り組む、そういった財源や予算があれば引っ張ってきて

やってほしいと思います。要望として申します。

井上委員 犯罪被害者支援ですけれど、大分県では平成30年に大分県犯罪被害者等支援条例が施行され、生活環境部の所管でもあるけれど、県警察と一緒にやってやるということで、7ページの3分掌事務、広報課の5と6に犯罪被害者支援が犯罪被害者等給付金も含めて出ており、これは犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整であるけれど、特に今年度事業で予算化されて犯罪被害者支援についてこれをやろうとかは特にないんですか。

安藤会計課長 犯罪被害者支援については従来から行っていますが、大きなものは犯罪被害者に対するフォローで、診断書料やDVがあつて場所を確保しないといけないときにはその場所の確保、あるいは亡くなられた方の遺体、場合によっては解剖の必要もあるけれども、そこから希望するところまでの搬送費、それらを公費で負担する予算を付けています。

井上委員 給付金について、昨年度やその前に何人ぐらいもらっているか何か分かれば。

伊藤警務部長 お答えします。

大分県における犯罪被害者給付金等の給付状況ですけれども、令和6年12月末で受理被害者数3人、支給被害者数4人、支給額は約1,364万3,586円を支給しています。

井上委員 令和6年度の12月までの人数がこれだけですか。

伊藤警務部長 はい、12月末の数字を申しています。手元にある資料が12月末です。

井上委員 犯罪被害者支援は条例化されてはいるもののなかなか目立たない事業ではあるけれど、非常に大事なので今後ともよろしく願います。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 以上で予定されていた案件は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 別にないので、これをもって警察本部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

清田委員長 これより、教育委員会関係の説明に入りますが、本日は初めての委員会なので、まず私から御挨拶を申し上げます。

〔清田委員長挨拶〕

清田委員長 それでは、委員の自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

清田委員長 また、本日は委員外議員として福岡議員に出席いただいています。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の仙川主査です。（起立挨拶）

政策調査課の稲垣主査です。（起立挨拶）

続いて、執行部の自己紹介をお願いします。

〔山田教育長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

清田委員長 ありがとうございます。

それでは、令和7年度教育委員会組織及び重点方針等について執行部の説明を求めます。

大和理事兼教育次長 令和7年度行政組織及び重点方針等のうち教育委員会組織等について御説明します。

お手元の文教警察委員会説明資料の2ページをお願いします。

1教育委員会ですが、教育長と5名の教育委員による合議制の執行機関となっています。

引き続き、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保に意を用いつつ、他方で総合教育会議等の仕組みが設けられた趣旨を踏まえ、引き続き知事部局との連携を図ります。

委員会会議の開催にあたっては、議案のみならず協議・報告事項を多数設定し率直な意見交換を行うなど、引き続き委員会の活性化に努めます。

また、学校現場や市町村教育委員会の実情把握、課題認識の共有等をしっかりと図りながら、教育行政の推進に取り組みます。

次に、2教育庁の組織です。教育庁においては次世代の学校の姿や学習指導要領の改訂等を見据え、1人1台端末のさらなる活用のほか、生成AI等の先端技術や教育データの利活用等を通じた教育DXの実現を図るため、令和7年4月1日付けで教育デジタル改革室を廃止し、教育DX推進課を新設し、同課内に企画・管理班とICT教育指導班を設置しました。

あわせて、大分モデル確立など遠隔教育を強力に推進するため高校教育課内の遠隔教育推進班を廃止し、教育DX推進課の地方機関として遠隔教育配信センターを新設しました。

その他、令和8年4月に開校予定の県立夜間中学の開校準備のため、義務教育課内に夜間中学開校準備班を新設するなどの組織改正を行いました。

次に、地方機関については6教育事務所、さきほど御説明した遠隔教育配信センター及び教育センターをはじめとする九つの教育機関となっています。

なお、教育委員会事務局等の職員数は3ページにあるとおり4月1日現在で408名です。

次に、4県立学校です。高等学校が本校38校と分校1校と定時・通信制が1校、特別支援学校が本校16校と分校2校、中学校が1校の合計59校となっています。

以上の組織体制の下、大分県の教育の振興を図ります。

続いて、令和7年度大分県教育委員会の重点方針等について御説明します。

4ページをお願いします。

大分県教育委員会では教育行政及び教育指導について、特に重点的に取り組む事項や考え方をまとめた重点方針を毎年度策定し、公表しています。

令和7年第1回定例会において議決いただいた大分県長期教育計画の教育県大分創造プラン2025に掲げる各取組について、今年度、大分県教育委員会が取り組む内容を具体的に示す重点方針を作成しました。

お手元の資料4ページから5ページにかけて、学校教育、社会教育、文化財・伝統文化、スポ

ーツの各分野について、計画の七つの基本目標ごとに取組を整理しています。

例えば、学校教育の分野では、4ページの1学びを保障し、可能性を引き出す学校教育の推進の上から三つ目、高校における遠隔教育大分モデルの確立や小規模小中学校における遠隔学習の推進による多様な学びの機会の充実、同じページの3安全・安心で質の高い教育環境の確保の一番下、令和8年4月の夜間中学開校に向けた教育環境や教育課程などの整備とシンポジウム等による県民への周知、5ページの4信頼と対話に基づく学校運営の実現の上から四つ目、専門スタッフ等の活用や部活動改革、学校問題相談窓口の設置などによる働き方改革の加速と時間外在校等時間の縮減などを掲げています。

下欄の社会教育の分野では、一番上の科学に関する好奇心や探求心を育む探究型講座の実施によるO-L-a-b-o（オーラボ）の機能充実や二つ下の電子書籍等デジタルコンテンツのさらなる拡充などDXによるハイブリット型図書館サービスの充実などを掲げています。

また、右側上欄の文化財・伝統文化の分野では、上から二つ目の収蔵資料や現在見ることでできない遺構、民俗文化財などのデジタル化による文化財・伝統文化の保存・継承やその一つ下の宇佐神宮御鎮座1300年を契機とした情報配信シアターの活用や関係機関・団体との連携による歴史・文化の魅力発信などを掲げています。

下欄のスポーツの分野では、一番上の総合型地域スポーツクラブから企業への講師派遣などによる子育て・働く世代に対する運動・スポーツ実施機会の充実やその一つ下の県内大学生を対象とした地域スポーツ指導者養成などを通じた専門性のある質の高い指導者の養成・確保などを掲げています。

この重点方針の下、教育の成果を上げられるよう全力を尽くします。

続いて、令和7年度教育委員会予算概要について御説明します。

6ページをお願いします。

表の下から3段目に二重線で囲んでいる教育

委員会計の令和7年度当初予算額は1,194億8,579万1千円です。その右の令和6年度当初予算額と比較すると36億1,247万2千円の増、率にして3.1%の増となっています。

内訳はその下にあるとおり、事業費が28億7,506万9千円、13.4%の増、人件費が7億3,740万3千円、0.8%の増となっています。

事業費の増は、更新時期を迎える県立高校生徒1人1台端末の更新約14億円などによるものです。人件費の増は、人事委員会勧告による給与の引上げに伴う給与費の増などによるものです。

鈴木教育改革・企画課長 続いて、教育庁各課室の組織・分掌・重点事業について御説明します。

教育改革・企画課です。7ページをお願いします。

まず、1組織について、総務班、改革企画班、広報・調整班、法務班、経理班の五つの班で構成し、職員数は25名となっています。

また、地方機関は中津、別府、大分、佐伯、竹田、日田の6教育事務所があり、職員数は全部で50名となっています。

次に、8ページの2分掌事務について、主なものとして、(1)教育改革の推進に関すること、(3)教育委員会の議事及び議事録に関すること、(7)教育に係る広報広聴に関すること、(11)訴訟に関する事務の連絡調整に関することなどを担当しています。

3重点事業については、今年度が実行元年となる大分県長期教育計画教育県大分創造プラン2025の着実な実行に向けた取組などを推進します。

角淵教育DX推進課長 教育DX推進課です。資料の9ページをお開きください。

まず、1組織について、企画・管理班、ICT教育指導班の2班で構成し、職員数は8名となっています。

また、地方機関として遠隔教育配信センターがあり、職員数は12名となっています。

次に、2分掌事務について、主なものとして、(2)教育庁及び教育機関における情報通信技術の活用のための環境の整備に関すること、(3)先端技術、デジタル教材等の普及・活用に関すること、(5)情報活用能力の育成に関することなどを担当しています。

次に、3重点事業について、(1)児童生徒の1人1台端末の更新と更なる利活用の促進、(2)生成AIや授業支援アプリなど、教育現場における先端技術の利活用の促進、(3)高校における遠隔教育「大分モデル」の確立や小規模小中学校における遠隔学習の推進などに取り組みます。

神屋教育人事課長 教育人事課です。資料10ページをお願いします。

まず、1組織について、企画・研修班、給与制度班、給与管理班、教育庁人事班、小中学校人事班、県立学校人事班、採用試験・免許班の七つの班で構成し、職員数は33名となっています。

また、教育センターについては、総務企画部、教科研修・ICT推進部、特別支援教育部、教育相談部の四つの部で構成し、職員数は30名となっています。

次に、11ページの2分掌事務について、主なものとして、(1)教育庁及び教育機関の職員並びに市町村立学校県費負担教職員の人事に関すること、(8)教員、実習助手等の採用選考試験に関すること、(9)校長・教頭採用資格保有者選考試験等昇任試験に関すること、(10)教育庁及び教育機関の職員並びに市町村立学校県費負担教職員の給与、手当等に関することなどを担当しています。

次に、3重点事業について、教育県大分を担う人材の確保と資質能力の向上を図るとともに、勤務時間管理の適正化と働き方改革を推進します。

深藏教育財務課長 教育財務課です。12ページをお願いします。

まず、1組織について、企画・予算班、財務支援班、就学支援班、施設管理班の四つの班で構成し、職員数は大分県奨学会への業務援助を

含め21名となっています。

次に、2分掌事務について、主なものとして、
(3) 県立学校等の施設及び設備の整備に関する
こと、(6) 就学奨励に関することなどを担
当しています。

次に、3重点事業についてですが、教育環境
の改善を図るため校舎等の大規模改修、体育館
への空調設置、特別支援学校の再編整備など県
立学校の施設整備を進めます。

佐藤福利課長 福利課です。13ページをお願
いします。

まず、1組織について、管理予算班、健康支
援班の二つの班で構成し、職員数は公立学校共
済組合大分支部業務従事1名、大分県教職員互
助会業務援助1名を含め11名となっています。

次に、2分掌事務について、主なものとして、
(1) 教育庁及び教育機関の職員の保健、健康
診断、健康支援及び安全衛生に関すること、
(6) 公立学校共済組合大分支部に関することな
どを担当しています。

次に、3重点事業について、(1) 若年層（
40歳未満）の定期健康診断有所見率の低下・
メンタルヘルス対策の推進です。

今年度も引き続き、若手職員健康づくり講習
会やこころのコンシェルジュによるメンタルヘ
ルスサポートなどを実施します。

松村学校安全・安心支援課長 学校安全・安心
支援課です。14ページをお願いします。

まず、1組織について、安全・安心企画班、
学校防災・安全班、いじめ・不登校対策班の三
つの班で構成し、職員数は12名となっていま
す。

次に、2分掌事務について、主なものとして、
(1) 教育に係る子どもの貧困対策の総合企画
並びに指導、助言及び連絡調整に関すること、
(2) 生徒指導に係る総合企画並びに指導、助
言及び連絡調整に関することなどを担当してい
ます。

次に、3重点事業について、(1) 校内教育
支援ルームの拡充などによる不登校未然防止、
(2) メタバースの活用やフリースクールの認
証制度、利用者支援の創設などによる個に応じ

た教育機会の拡充、(3) タイムラインや安全
マップ作成など実践的な防災教育の充実などに
取り組みます。

小野義務教育課長 義務教育課です。15ペー
ジをお願いします。

まず、1組織について、管理予算班、義務教
育指導班、幼児教育推進班、学力向上支援班、
夜間中学開校準備班の五つの班で構成し、職員
数は大分県芸術文化スポーツ振興財団への業務
援助を含め21名となっています。

次に、2分掌事務について、主なものとして、
(1) 市町村立学校の教育課程、学習指導、進
路指導その他の学校教育に関すること、(2)
市町村立学校の学校教育に係る指導及び助言に
関すること、(3) 市町村立学校の学力向上対
策に関すること、(4) 全国学力・学習状況調
査及び県学力定着状況調査に関すること、(1
2) 県立夜間中学に関することなどを担当して
います。

次に、3重点事業について、(1) 小学校教
科担任制、外国語教育、数学教育の充実、(2)
キャリア教育と豊かな心を育む教育の推進に加
え、(4) 夜間中学の令和8年4月開校に向け
た準備などを推進します。

続いて、幼児教育センターです。16ページ
をお願いします。

1組織について、義務教育課長と義務教育課
幼児教育推進班員が兼務・併任となっています。

幼児教育センターは、所長を含めた正規職員
4名と資料には表していませんが、幼児教育ス
ーパーバイザー3名を配置し、計7名体制とな
ります。

次に、2分掌事務ですが、(1) 幼児教育関
係職員——幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の
研修に関することなどを担当し、福祉保健部こ
ども未来課と連携しながら、県内の教育・保育
水準の向上を目指します。

次に、3重点事業について、(1) 幼児教育
の充実を目指し、幼児教育スーパーバイザーを
希望する施設に派遣します。(2) 幼児教育と
小学校教育の円滑な接続を図るために、小学校
・幼稚園教諭・保育士等を対象とした幼小接続

地区別合同研修会を実施します。

坂本特別支援教育課長 特別支援教育課です。

17ページをお願いします。

まず、1組織について、企画・管理班、指導班の二つの班で構成し、職員数は10名となっています。

次に、2分掌事務について、主なものとして、
(1) 県立特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする児童生徒及び幼児に対する教育の振興に係る総合企画並びに指導、助言及び連絡調整に関すること、
(3) 県立特別支援学校の就学に関することなどを担当しています。

次に、3重点事業について、(1) 新たに策定した大分県特別支援教育推進プラン2025の実現に向けて、着実に取組を進めます。(2) 南石垣支援学校の移転、別府支援学校鶴見校・石垣原校の改修工事など学校の設置基準や教室不足に対応した特別支援学校の計画的な整備に努めます。

小中学校等においては、(3) 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用推進をとおして、教職員の専門性の向上を図り、特別支援教育の充実に努めます。

小野高校教育課長 高校教育課です。18ページをお願いします。

まず、1組織について、管理予算班、高校教育指導班、産業教育指導班、グローバル人材育成推進班、高校改革推進班の五つの班で構成し、職員数は23名となっています。

地方機関について、くじゅうアグリ創生塾は事業課で構成し、職員数は4名です。

次に、2分掌事務について、主なものとして、
(1) 県立高等学校及び県立中学校の教育課程、学習指導、進路指導その他の学校教育に関すること、
(5) 産業教育、定時制教育及び通信教育の振興に関すること、
(8) 県立高等学校の適正規模及び学校・学科の適正配置に関することなどを担当しています。

次に、3重点事業について、(1) 生徒の主体性や学ぶ意欲を引き出す授業の工夫改善及びSTEAM教育等の探究的な学びの質の向上、

(2) 生徒の自己実現につながるキャリア教育の推進、
(3) 地域を担う人づくりと活力ある地域づくりに貢献する魅力・特色ある高等学校づくりの推進などに努めます。

矢野社会教育課長 社会教育課です。19ページをお願いします。

まず、1組織について、管理予算班、学校・家庭・地域協働推進班、生涯学習・社会教育推進班の三つの班で構成し、職員数は17名となっています。なお、うち1名については、生活環境部生活環境企画課との併任となっています。

地方機関について、県立図書館は総務企画課、サービス課、学校・地域支援課、郷土資料室の三つの課と一つの室で構成し、職員数は33名となっています。

また、香々地青少年の家及び九重青少年の家は事業課で構成し、いずれも職員数は7名です。

次に、2分掌事務について、主なものとして、
(1) 生涯学習の推進のための施策の企画及び連絡調整に関すること、
(2) 社会教育の振興のための企画及び指導助言に関すること、
(3) 学校、家庭及び地域の連携及び協働の推進に関することなどを担当しています。

次に、3重点事業について、(1) 多様な学習機会の提供と、生涯を通じた学びの成果を地域活動に活かす人材の育成、
(2) 図書館・青少年の家・体験型子ども科学館O-L a b oを通じた青少年の健全育成の推進、
(3) 地域学校協働活動推進員の配置促進などを通じたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に努めます。

栗本人権教育・部落差別解消推進課長 人権教育・部落差別解消推進課です。20ページをお願いします。

まず、1組織について、管理予算班、人権教育推進班の二つの班で構成し、職員数は大分県人権・部落差別解消教育研究協議会への業務援助を含め8名となっています。

次に、2分掌事務について、主なものとして、
(1) 人権教育及び部落差別解消の推進に係る企画調整に関すること、
(2) 人権教育及び部落差別解消に係る関係機関及び関係団体との連

絡調整に関することなどを担当しています。

次に、3重点事業について、(1)大分県人権教育推進計画改訂版を踏まえた人権尊重の3視点による人権の授業づくりの推進、(2)大分県人権問題講師団等を活用した、多様な人権課題に応じた学習機会の充実、(3)日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒への支援の充実などに努めます。

手嶋文化課長 文化課です。21ページをお願いします。

まず、1組織について、教育文化班、文化財班の二つの班で構成し、職員数は15名となっています。うち2名については、大分県芸術文化スポーツ振興財団への業務援助となっています。

地方機関は、歴史博物館が職員数11名、先哲史料館が7名、埋蔵文化財センターが15名となっています。

次に、2分掌事務について、主なものとして、(2)文化財の保護に関すること、(7)学校の文化関係団体に関することなどを担当しています。

次に、3重点事業について、(1)子どもたちの文化芸術環境の構築と教職員の負担軽減を図るため、部活動地域移行を支援します。(2)文化課と所管3施設で連携による、文化財のデジタル化を通しておおいたの歴史・文化の魅力発信を推進します。(3)知事部局と連携して訪日外国人等の誘客促進のため、宇佐神宮御鎮座1300年を契機とした歴史博物館の特別展等による宇佐・国東の魅力発信を推進します。

吉野体育保健課長 体育保健課です。22ページをお願いします。

まず、1組織について、管理予算班、学校保健・食育班、学校体育班、生涯スポーツ班、競技力向上対策班の5つの班で構成し、大分県スポーツ協会への業務援助3名を含め職員数は28名となっています。

次に、2分掌事務について、主なものとして、(1)学校体育に関すること、(2)生涯スポーツに関すること、(3)競技スポーツに関すること、(4)学校保健に関すること、(5)

学校給食及び食育に関すること、(8)児童・生徒の健康管理に関することなどを担当しています。

次に、3重点事業について、体力向上対策として、体育専科教員等を活用した授業改善を推進するとともに、(1)のとおり1校1実践などの学校内での組織的な取組を強化していきます。

また、(2)のとおり子どもたちのスポーツ環境の確保と教職員の働き方改革のための公立中学校における部活動の地域移行を促進します。特に今年度は、全ての地域で休日の移行を目指すとした目標の最終年度であることから、指導者人材バンクの活用などを通じて、市町村の支援を強化していきます。

さらに、健康課題への対応として、(3)のとおり食育や生活・運動習慣の改善に向けた取組を推進するとともに、歯と口の健康については、引き続きむし歯本数の減少に向けたフッ化物洗口等の取組を進めるなどバランスのとれた身体づくりを推進します。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

麻生委員 人権教育・部落差別解消推進課の表現であるが、これは鈴木教育改革・企画課長に聞きたいけれど、いわゆる基本法として法改正がされています。そういう中、全国の教育委員会でいわゆる人権教育及び差別解消という表現であれば理解できるけれど、根本である基本法が改正されて、いまだにこの部落差別という表現をしている全国の都道府県の教育委員会がどれほど残っているか。先般の大分市の事件の事案も含めてそのあたりの件についてどうなっているか認識を伺います。

鈴木教育改革・企画課長 すみません、私を御指名ですけれど、大変恐縮ながら、全国の中で部落差別解消という名称を冠している課がどれほどあるかは今データを持ち合わせていないので、それについては後ほど回答したいと考えています。

ただ、部落差別解消について、これは人権問

題の一つとして特に注力していかなければならない問題であると当然考えており、そういった趣旨から我々はこういった課の名称にしています。

栗本人権教育・部落差別解消推進課長 今データを持ち合わせていないが、今まで全国でそういった教育委員会の名前を私は聞いたことはありません。データがそろったら提供したいと思っています。

同じく、人権教育・部落差別解消推進、部落差別解消推進という言葉が部落差別解消推進法の制定当初から入ったけれど、私どもの人権教育推進計画の中でも部落差別問題を核とした人権教育を進めており、その部分から人権教育と共に部落差別解消推進を並列したと考えています。

麻生委員 法的根拠を含めて見直すべきところは見直していきながら解消していく必要があると思うので、そのためにどうあるべきか含めて。事実としてああいったことが起こっているわけですから。逆に、逆差別みたいなことが事件として発生している以上は、そういった関係団体との在り様も含めて見直しをしていく必要があると思うので、これは厳しく検討してほしいと要望します。

吉村委員 最初に出ている大分県教育委員会の重点方針でずらずらとあるわけですけど、最近、公立学校の果たすべき役割は何かを考えます。その中でいろいろあるけれど、2点だけ考え方をお聞きしたいです。

まず、不登校について大分県教育委員会としてどのように考えていくか。つまり、フリースクールや各教育委員会の適応指導教室、学びの多様化学校もそうですけれど、これそのものを否定するのではもちろんないし、そういう場が必要な子どもたちもいることは十分認識はしているけれど、基本的に公立学校はどうあるべきか。不登校に対してどう取り組むべきか。大分県教育委員会としてどのように考えているかをまず1点。

もう一つは高等学校の遠隔教育等で、これそのものを今後広げていくことが当然あると思う

けれど、地域の学校をどう守るか。地域の学校を守るための遠隔教育にしてほしいと僕は思うし、もちろんその考え方はあると思うけれど、地域の学校をどう考えるか、どう守っていくかの考え方。つまり、今後、小さくなればなるほど定員割れして統廃合していく考え方か。それとも、規模は小さくなくてもその地域の学校を守る。そして、教科が足りない教員については遠隔教育でやっていく。それが地域の活性化、地方創生にもつながっていくとは思っているけれど、その考え方について、2点お願いします。

山田教育長 今、2点御質疑いただきました。

まず、不登校についての考え方ですけど、最近不登校が増えている原因の一つとして、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が制定され、その中で必ずしも学校に行くことを強いる必要はないという見解もなされ、保護者のそういった考え方も増えてきていることが、不登校が増加している一因であるという分析を聞いています。

ただ、私どもが考えるに、学校教育の重要性、学校教育において学ぶことは知識だけじゃなくいろんな体験——友達と一緒に共同活動する中で得るいろんな経験・体験が全人格的な向上につながると思っており、学校に登校できるようにするための方策について全力を尽くすのが私どもの使命と思っています。

中には、それを無理強いすることによって悪化するケースもあると思うので、全てにおいてそれが通るかどうかは分からないけれど、私どもの使命としては、なるべく登校できるように学校でいろんなことが学べる環境を整えてあげるべきと考えています。

もう1点、遠隔教育は地域の学校——県内どこに住んでいても望む教育が受けられる環境をつくっていくことで取り組んでいます。

その目的の一つとして、吉村委員がおっしゃったように、地域の学校を維持・存続していくことも考えており、地域の活性化、地域が活力を維持していくために、地域の学校が果たしていく役割は非常に大きいものがあると思うので、それについてはしっかりとこれからも取り組ん

でいきたいと考えています。

長期的に見たときに、これから少子化がどんどん進んでいくと、急に傾向が変わっていきなり子どもが増え始める状況は考えにくいので、例えば15年後の子どもは今から40%ぐらい減ることを考えたときに、地域の高等学校の在り方はどうあるべきか。それは子どもの学習環境の質を維持する意味合いからもしっかりと考えていく必要があることを念頭に置いて、検討を進めていくことが必要と思っています。

末宗委員 報告はまた後からやね。

清田委員長 はい、報告は後です。

末宗委員 今、教員の成り手が少ない。成り手が少ないんだから程度も落ちるんだろうけれど、これはどんなふうに今対処しているのか。要するに、程度が落ちたら学校も程度が落ちるだろうから、今までもうずっと長く言われているけれど、それが一つ。

それと、人口減少と過疎化の問題で学校の再編、学校があれば教員は随分多いんじゃないだろうけれど、教員の増強を日本教職員組合がよくお願いしよるんだけれど、そういうのを改革せんでそういうのをするのは言語道断じゃないのかと思うけれど、そのあたりの見解を。

清田委員長 まず、教員の資質について。

神屋教育人事課長 教員の成り手が少ない、どんな対処をしているかについて、まず一つは、教員の成り手の部分についてはしっかり確保していかないといけないので、新規の採用をしっかりと確保していく。60歳の定年延長があり高齢期の方にしっかりと学校に残ってほしいので、働きかけをしっかりとしていく。臨時講師が大量採用時代を迎えて少なくなっている、その方々を何とか掘り起こしていく。その3点でしっかりと取組を進めていくと思っています。

採用した方の質ですけれど、初任者や中堅の年齢に応じてしっかりと研修を行い、質の維持向上に努めています。

末宗委員 教員の資質の問題だけれど、最初入ったときに程度が落ちておって、研修で上がるもんかね。こういう対策で上がらんから、俺は聞いたんだけど。

神屋教育人事課長 なかなか成り手が少ない、倍率も下がってきて、末宗委員がおっしゃるように質の低下が心配されると思います。ただ、試験を受ける方が減ってきている状況ではあるけれど、選考試験を行う中でしっかりと見極めをしていくことが必要だと考えており、受けて全員通ることではないので、選考試験の中でしっかりと見極めをしていきたいと思っています。

末宗委員 毎回この件で意味は分かるけれど、要するにずっと課題で残っていくわけよ。結局対策は打たんでね。結論は出ないわけじゃ、出し切らんわけじゃ、大分県教育委員会がね。そういうのを続けていきよったら、おたくの課もいらんことになるんだけれど、課はなくさんし、困るんだけれど。そこあたり、ちょっとしちよって。

それと、もう一個言ったね。

清田委員長 はい。もう一個、学校再編が見込まれる中で、教員の採用数は増やせ増やせという状況もあるが、その辺はどうなのかという御質疑だったんじゃないですか。

末宗委員 違う。

清田委員長 もう一度どうぞ。

末宗委員 いや、聞いちょる。

鈴木教育改革・企画課長 さきほどの末宗委員の御質疑については、いわゆる小中学校の統廃合の考え方でよろしかったですか。（「はい」と言う者あり）

小中学校の統廃合については、各設置者の判断になっています。したがって、各市町村立の教育委員会が、各学校が地域においてどのような役割を果たしてきたかといった要素も十分に考慮しながら、各学校の統廃合に向けた検討が進められていると考えています。

一般論としては、子どもたちの学び合いということから一定の規模が必要ということが国のガイドラインでも示されているけれど、他方で、地理的な問題であったり、学校が地域に果たしてきた役割であったり、そういったことも十分に勘案しながら、例えばさきほど話もあつたけれど、遠隔システムを使って学校間の交流をし、小規模であっても子どもたちが共同的な学習を

行ったり、様々な手法を凝らして、小規模校であっても又は統廃合するにしても、様々な形で我々からも情報提供していきたいと考えています。

末宗委員 ほんなら、今、県は統廃合——一定規模のという形で言いよったんだけど、市町村が統合したくない方針を出せば、今度、それをどうするわけ。教員をやらな学校は維持できんわけだから。

鈴木教育改革・企画課長 さきほど申したように、各市町村立教育委員会の判断で小中学校の統廃合の問題は考えることになっているので、当然、設置者である市町村教育委員会の判断です。

教職員の配置についても、各学校の子どもの数等に応じて教職員が配置されることになるので、各市町村教育委員会が学校を残す判断をした場合には、それに応じた支援・配置を行います。

末宗委員 県とか文部科学省の方針は無視してもできるわけか、関係ないのか。

鈴木教育改革・企画課長 さきほど申した一定の規模というのは、あくまでも一般論ですけど、例えば子どもたちが1年生から6年生に上がるときにずっと同じ人間関係でいく場合、その人間関係が固定化するといった様々な課題も想定されることもあり、また学び合いで一定数の規模がいる。あくまでも一般論としてのお示しですけど、ただ単にそれだけをもって小学校をなくす、中学校をなくす判断はなかなか難しいのが地域の実情だと思うので、各設置者、市町村教育委員会の御判断になろうと考えています。

末宗委員 だから、学校を残すのは市町村のあれでいいんだけど、学校を残すときにほんなら教員の数も残すわけか。国の方針はもういいかげんな話か。要するに、方針はねえで。どうやねんか。

鈴木教育改革・企画課長 学校がある限り、当然、子どもたちに対して指導する教員は配置するのが前提です。

末宗委員 ほんなら、市町村がなくさん限り、

なくせれんという。ほんなら、これは文部科学省より市町村の方が強いんか。いや、締めつけがあるわ。いつもの何でんかんでん締めつけて、国側が。こんなもんだけ、どうにかや。

鈴木教育改革・企画課長 基本的に国は、あくまでも教育行政は市町村、各設置者が運営していくことになるので、さきほど申した統廃合の考え方について、国はあくまでもガイドライン的に示しているもので、それ自体が拘束力を持つものではありません。したがって、市町村教育委員会の判断で学校の設置を考えることです。

末宗委員 大体分かったけれど、文部科学省は、ほんなら、自分たちの都合のいいことで責任は逃れちよるわけか、そんなので。教育の方針はないんやね。そういう弊害が、例えば生徒数が1人か2人のところの学校が山ほどある。それで、今、野球やサッカーといったいろんなスポーツや友達関係があるのに、その弊害のことはあんまり触れてないんや。そういう弊害を訴えて、日本の国をどうにかやっていくのが文部科学省の役割のはずや。教育は百年の計と昔から言うんだけど、そういう文部科学省の役人はおらんもんか。

清田委員長 それでは、もう最後でいいですか。（「はい」と言う者あり）

鈴木教育改革・企画課長 さきほど申したように、基本的には学校を設置している市町村教育委員会が、学校の存廃については主体的に判断する事項です。

ただ、冒頭申したように、子どもたちの学び合いであったり、また人間関係の固定化であったり、様々な課題が懸案されるので、そうした課題は国からも示されています。あくまでも、それを踏まえてどうするかは各設置者の判断です。

玉田委員 今、質疑・答弁のやり取りを聞いていたんですけど、さきほどの吉村委員の質疑に対する答弁、それから末宗委員の質疑に対する答弁について、私が非常に安心したのは、教育機会の確保をしっかりと捕らまえている、考えられていると感じました。それはもう国の責務でもあり、そういう意味で、しっかりとどこ

にいても学びの環境が整うように是非推進してもらいたい思いで伺いました。

もちろん、末宗委員のおっしゃるように、人口減の中でこれからいろんな課題が出てくるけれど、それはこれから一緒に議論させてもらえればと思いました。どうかよろしくお願いします。要望です。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

福崎委員外議員 質疑じゃないんです。資料の提供。

業務援助が結構おり、この業務援助はそれぞれの課にいますので、業務援助をいつから設置・派遣しているか。目的、業務援助に係る費用。ほぼ人件費だと思います。はっきり言えば、人材派遣を県のお金でしていると私は感じているので、そこら辺の内容。そして、この業務援助をすることによって、県としてどのような成果を得ているかをまとめた資料を後日で結構なので提出をお願いしたいと思います。

清田委員長 これはお願いできますか。大丈夫ですか。資料提供をよろしくお願いします。

ほかに質疑もないので、次に執行部から報告をしたい旨の申出があるので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

神屋教育人事課長 県立学校元教職員の起訴について御報告します。

委員会資料の23ページを御覧ください。

県立学校の男性教諭元校長60歳が、強制わいせつの罪で令和7年3月28日に大分地方検察庁から起訴されました。

公訴事実の概要について、令和5年4月21日大分市内の路上において、A（当時20代）に対し同人の両腕をつかむ暴行を加え胸を着衣の上から数回もみ、もって強いてわいせつな行為をしたとして、強制わいせつの罪で令和7年3月28日に大分地方検察庁から在宅起訴されたものです。

公訴事実について補足すると、Aは当時の部下職員であり、令和5年4月21日は当該校の

歓迎会が大分市内で行われていました。歓迎会終了後、酔っていたAを自宅に送り届ける途中に二人で飲食店に立ち寄り、その飲食店を出た直後にそういった行為があったとして起訴されています。

これまで大分県教育委員会では当該教諭、A及び関係者へ聴き取り等を行い事実の確認に努めてきたが、確たる証拠が得られず、事実としては確認できていません。また、当該教諭は公訴事実を否認しています。

なお、公訴事実について事実確認はできていないが、お酒を飲んで複数回嘔吐するほど酔った状態であったAに対して自宅まで送り届けるという説明をしていたのに、Aの明確な同意を得ないまま二人きりで飲食店に入店しており、そのような行動が職員を管理・監督する立場にある所属長として不適切であることから、令和7年4月4日付けで文書訓告の処分を行っています。

当該教諭については、本人からの申出があり令和7年4月4日付けで退職しています。また、刑事事件で在宅起訴されていることから、退職手当は支給差し止めとなっています。

今回、元校長である教諭が起訴されたことを重く受け止め、改めて綱紀粛正と服務規律の保持の徹底に努めます。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

井上委員 元校長ですね。元教頭ですか。

神屋教育人事課長 元校長になります。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに質疑もないので、次に②の報告をお願いします。

小野義務教育課長 県立夜間中学開校に向けた準備について、御報告します。

委員会資料の24ページを御覧ください。

資料左側の1夜間中学の概要を御覧ください。

（2）修業関係の一つ目のマル、入学について

て第1学年4月の入学を基本とし、校長の判断により年間を通じた入学や第2学年又は第3学年からの入学も可とします。

次に、四つ目のマル、修業年限ですが、原則3年とし、最長6年の在籍が可能です。

(3) 教育活動の一つ目のマルです。開校時の学級数は3学級、つまり3学年を予定しています。

続いて、右側の2開校に向けた取組を御覧ください。初めに、(1) 機運醸成、入学者募集について、①～⑦に取り組めます。

一つ目は、校名募集です。募集期間は3月24日から5月9日までです。4月28日時点で297件の応募がありました。

二つ目は、開校支援委員会の設置及び開催です。第1回を5月12日に行い、年度内に計4回開催する予定です。

三つ目は、シンポジウムの開催です。6月3日午後1時40分からホルトホール大分で熊本県立ゆうあい中学校の校長と生徒3名をゲストにパネルディスカッションを行う予定です。

四つ目は、入学者募集です。シンポジウムの翌日6月4日から開始予定です。

五つ目は、入学者説明会です。7月下旬から8月下旬にかけて、県内6会場の公共施設・商業施設で行う予定です。

六つ目は、体験教室です。令和7年10月と令和8年1月に爽風館高等学校で実施を予定しています。

七つ目は、メディア、SNSを利用した情報発信です。広報番組やSNSで取組や進捗を発信します。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

末宗委員 夜間中学やったね。根本の何でこれをつくるか、さっきあんまり説明を言わなかった気がしたけれど。

小野義務教育課長 夜間中学ですが、そもそものスタートが平成28年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が公布されて、この法律の中で地方

公共団体は夜間等において授業を行う、こういった学校を設置することが法律でまず定められています。また、国が教育の方針を示す教育振興基本計画があります。この計画の中で、令和9年までに全都道府県に設置をするように目標が示されています。

令和7年4月現在で、大分県を除く九州7県では夜間中学校がもう既に設置されています。また、全国では32都道府県に現時点でもう設置されている状況です。本県においても少なからずそういった方々のニーズもあり、去年の3月に総合教育会議の中で本県においても夜間中学校が必要であるといった意見が出され、今、取組を進めているところです。

末宗委員 具体的にニーズはあるんかい。そのあたりがよう分からん。

小野義務教育課長 令和5年と令和6年、2回にわたって夜間中学の模擬教室を実施しました。その中で、県内各地から31名の参加があり、その31名の方々からもこういった学校にできれば通いたいといった御意見をいただいています。具体的に何人というニーズは現在まだ把握はできていないが、ニーズはあります。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに質疑もないので、次に③の報告をお願いします。

角淵教育DX推進課長 県立高校における遠隔教育について、御報告します。

委員会資料の25ページを御覧ください。

この4月に、遠隔教育配信センターが大分上野丘高等学校内に開所しました。

開所記念式典には、大友副議長と清田委員長にも御出席いただいたところです。改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

式典後には、上段白抜き部分の遠隔授業として、臼杵・宇佐高等学校へ数学、佐伯鶴城・日田高等学校へ英語の授業がそれぞれ2校合同で行われたところです。

この配信による授業は対面と遜色のないレベルで生徒の多様なニーズに対応でき、学習意欲や学力の向上に大いに寄与できると考えています。

また、中段白抜きの遠隔による学習支援として、今年の夏から長期休業中の難関大学志望者向け特別授業や大学入試過去問題の解説動画の配信などについて、大分市内も含めた県内全域の普通科設置校の生徒を対象に実施することとしています。

今後とも、どの地域に住んでいても生徒の進路希望に対応した多様で質の高い教育を提供し、全国の遠隔教育の先進事例となる大分モデルを確立できるよう取り組みます。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

吉村委員 現在、この配信校で勤務している教員が何名いるのか。以前お聞きしたことがあるけれど、教員配置について、この枠が文部科学省から基本的には認められていないので、その要望を出されていると思うけれど、その辺の状況がどうなっているのか。2点お願いします。

角淵教育DX推進課長 現在の教員ですれど、配信センターに専任の教員が9名います。ただ、そのうちの2名が今年度の4校用で、ほかは来年度の準備にも関わっています。

教員配置の件ですけれども、吉村委員もおっしゃったとおり、これについては公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の対象外なので、昨年、知事から文部科学省に要望しており、今年度についても要望を続ける予定です。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに質疑もないので、次に④の報告をお願いします。

小野高校教育課長 高等学校におけるSTEAM教育の取組について、御報告します。

委員会資料の26ページをお開きください。

本報告ですが、昨年度末、本県におけるSTEAM教育探求型学習の取組が全国的にも評価をいただいたと常任委員会でも報告しましたが、今回、その高等学校での取組概要について報告するものです。

まず、資料にはSTEAM教育の定義について書いており、各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育とされています。

高校教育課では令和3年度からSTEAM教育を推進する事業を実施しており、昨年度までに延べ2,600人以上の生徒や教員が参加しています。

事業の実施にあたっては、企業・専門家や国内の大学、例えば、東京学芸大学や東京大学先端科学技術研究センター、東京理科大学などと連携を図りながら展開しています。

生徒向けには、データサイエンスや宇宙、脱炭素、生成AI等に関する先端技術、関連産業等を中心テーマとし、各種イベントや課題研究等の探究型の学習を実施しています。

教員向けには、総合的な探究の時間の質の向上を図ることを目的に、各校から2名の教員に年間を通じて講座に参加してもらっています。講座を受講することにより、教員のスキル向上を目指しています。

今後も、専門家や大学等との連携をより強化し、生徒の探究的な学びが一層深まるよう取り組みます。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 別に質疑もないので、次に⑤の報告をお願いします。

小野高校教育課長 通学区域制度検証委員会について、現段階の進捗を御報告します。

委員会資料の27ページです。

これまでの検証委員会では、中学生の進学状況や大学進学状況等の客観的なデータに加え、高校生、中学生、保護者等に対するアンケート調査の結果を踏まえて、通学区域制度や今後の高校の在り方について様々な意見をいただきました。

その後、第3回検証委員会を準備する過程で、県立高等学校入試の受験倍率の低下や高等学校の授業料無償化など、新しく大きな状況の変化が見られました。そのため、令和6年3月27日の第3回検証委員会では、地域の県立高等学校の維持・存続には何が必要かをテーマに、これまでの協議をさらに深掘りする形で意見を集めたところです。委員会での意見の一部は、資料に記載のとおりです。なお、今回の協議に際し、大分県議会議員の皆様にお時間をいただき、地域の声をお聞かせいただきました。誠にありがとうございました。

当初、本委員会の答申は昨年度末を予定していましたが、さきほど申した昨今の情勢を踏まえ、年度を跨いで検証することとなりました。

今後は、令和7年5月19日に第4回検証委員会を開催し、その後、大分県教育委員会あてに答申をいただく予定としています。7月には、答申の内容を踏まえ、通学区域制度等に関する今後の方向性を大分県教育委員会から示したいと考えています。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

末宗委員 これ、とにかく10年ぐらい言いよるんだけど。教育委員会が間違っただけで、これによって地域の教育の質が本当に壊滅的に落ちてきたわけよ。そして、地域の生徒も来んで、地域に学校がないとよそから来る働く人も自分の子どもをやる学校がないからよそにやるんだけど、地域が本当に衰退。この人口減と過疎化の中で、一層地域を打ち殺すような政策を大分県教育委員会が取らなければならない。

それで今回、つまらんことに、在籍する生徒にアンケートを取る。自分を否定するような答

えを生徒は出さんよ。自分がこの学校に行きよるけれど、つまらんとかいうことじゃねえで、ある程度その学校に行っているんだから、その学校をいくらかは評価する、それが人間の心理じゃ。

それをこんな審議会なんか、本当は委員会とかいらんのだろーけれど、大分県教育委員会が責任を持って大分県の地域を発展させる教育をつくる義務があるんじゃ。それを強く言いたいのだけれど。あんたたちは時間をかけよるけれど、なかなか結論が出らんのだけれど。今回、検証するんじゃき、いい結果を出していただきたい。とにかくよろしく頼むわい。

清田委員長 という強い要望で。何か御答弁があれば。

小野高校教育課長 ありがとうございます。

我々も地域の高校の状況等を踏まえて、危機感、それから責務を感じて、様々、委員の選定もしながら検証委員会を丁寧にやっているところです。

生徒、保護者のアンケートについては、やはり高校選びの当事者であることから率直な御意見を伺っています。そして、地域の声をいかに拾うかも大変大事なので、今回、そのあたりは検証委員会を立ち上げる上で非常に議論も進めたところで、その地域の声が反映されるように検証委員会の構成をつくっています。

例えば、市町村の町村会、市長会、それぞれの代表、市町村教育長協議会からの代表、産業界からも商工会議所連合会、商工会連合会、それから今回は、大分県自治会連合会からも大分市、別府市以外の代表の理事にも御参画いただき声をいただいています。今、しっかりと時間をかけて丁寧に委員の皆様からも一人一人御意見を伺いましたけれど、そういったことも踏まえて丁寧に検証したいと考えています。

末宗委員 そういう答弁をするき、聞かんでいいようになる。今、各委員のメンバーのいろいろ内容を言うたんだけど。要するに、大分県の審議会やら何やらどれでも一緒やけれど、行政の隠れみのや。そういう面にや一つも精通しちゃらんもん。大分県教育委員会が資料を作っ

て出して、そこにたまたま委員が入って何かするか知らんけれど、何を言うかや。大分県が責任を持ってそんな審議会へ発信して、自分の責任でやれ、そんなことを言うなら。これは教育だから、そういう審議会とかいう問題で、大分県の地域を全部つくる制度は大分県が責任を持って主導せな、よくならんよ。こんなつまらん。今、大分県の学校を見てみろ、ろくな学校があらせん。みんなつまらんことになってしもうたやないか。その責任は負わんで、何するかや。

山田教育長 今、末宗委員がおっしゃったことはごもっともで、この検証委員会ではあくまでも今回の通学区制度あるいは地域の高校の在り方についていろんな角度から御意見を伺うための諮問機関であり、この答申が近々出ると思うけれど、それを参考にして、最終的に決定するのは私ども大分県教育委員会だと思っています。我々の責任で結論を出す。

ただ、この問題、本当に難しい内容であり、例えば今回のアンケートでも高等学校の校長あるいは中学校の校長の回答は、全県一区に対して賛成か反対かはほぼほぼ半々です。だから、本当に現場の校長の意見が半々に分かれる、それぐらい非常に微妙な問題だと思っています。

ですから、全県一区を維持するのか、あるいは学区制に戻すのかという二者択一の問題なのかどうか、ほかに何か手だてがあるんじゃないかも含めて、私も検証委員会に出席して委員の皆さんにしっかり検討してほしいことをお願いしたところです。近々出される答申を踏まえ、しっかりと責任を持って大分県教育委員会として結論を導き出したいと考えています。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

麻生委員 ただいま、諸般の報告も含めていろんな議論があったけれど、地域格差や保護者の

経済格差が大変大きくなる中で、教育の在り様も難しくなっており、例えば公立高等学校の併願制についても議論がスタートしている。また、県立高等学校の就職、出口の際の就職に関しても今までは1社しか応募できなかったけれど、数社、是非企業もチャレンジしてほしい、1人が何社もチャレンジしてほしい、そういう話がある中で、それくらい世の中が変わってきており、そういったものにどう応えていくか。公教育とは本来の目的は何ぞや、そういったチャンスをもてるように、親の所得や経済力、あるいはどこの地域に住んでいても可能性のあることを求めているのが重要なわけです。

さきほど末宗委員が大分県の高等学校教育の問題、いろいろ質疑があったけれど、今回の報告①が相変わらずあります。しかも内輪の論理で、本来、これは刑事事件であるから実名報道です。もし被害者Aが実名報道してくれと言えば報道されるわけで、こういったのが世の中にさらされるわけですが、相変わらず内輪の論理で、何年、何十年か前の事件のときより根が深くなっているのではないかと私は認識しています。

そういう事実の中で、私の出身校、大分県内ではそれなりの評価を得ている学校ですけど、おじいちゃんもその出身、その息子もその出身、でも、そのお孫さんは中学校を出て、今からの時代、高等学校なんか行く必要はないと中卒でもう働いています。現場で学ぶ、そして、それによって何かをつかめというぐらい、それくらい大分県の教育は危機感を持って対処しないとえらいことになっている。そういった危機感があるのか。大分県の教育が選ばれていない。そういった事実認識を皆さんお持ちなのかどうかを問題提起し、この1年またいろいろ議論させていただければと思うので、危機感を持って対処してほしいことだけ要望します。

鈴木教育改革・企画課長 お時間のないところ恐縮です。

冒頭、麻生委員から部落差別の名称を冠している所属が全国にあるかについて調べたところ、昨年7月時点の情報ですけど、部落差別の文

言を使用している都道府県は本県のみとなっています。ただ、同和という文言が入っている県は七つありました。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかにないようなので、これをもって教育委員会関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

また、委員外議員の方もお疲れ様でした。

委員の皆さんは、このあと協議を行いますので、お待ちください。

〔教育委員会、委員外議員退室〕

清田委員長 これより、内部協議を行います。

まず、県内所管事務調査についてですが、事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの説明について、委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 それでは、この行程で決定したいと思うので、よろしくお願いします。

なお、県内調査の欠席や途中離脱、県庁出発でなく現地合流をする場合は、分かった時点で事務局へ御連絡ください。

次に、県外所管事務調査についてです。

まず、日程について事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

清田委員長 それでは、日程について御検討いただきたいと思います。

〔内部協議〕

清田委員長 それでは、県外所管事務調査については、11月12日から3日間、実施することにしたいと思います。

ただいま御検討いただいた趣旨に沿って、行程案を事務局に作成させます。

なお、今後の調整については、私に御一任願います。

行程は、第2回定例会の文教警察委員会で正式決定したいと思います。

次に、その他ですが、預かり金の運用について事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

清田委員長 預り金の運用については、これまでどおりとしてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

清田委員長 それでは、これまでどおりの運用でお願いしたいと思います。

以上で、予定されている事項は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 別にないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。